

第5回

農業委員会総会議事録

平成 26 年 11 月 25 日(火)

幕別町農業委員会

第5回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年11月25日(火) 午後2時00分から午後3時05分まで

2 開催場所 幕別町役場5階会議室

3 出席委員(24名)

会長	26番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25番	田邊	忠幸
委員	1番	石川	雅洋
	2番	加藤	宏
	5番	井田	留吉
	6番	中島	孝
	7番	大道	健實
	8番	齊藤	一男
	9番	小原	喜久雄
	10番	渡邊	ひろ子
	11番	蛭原	一治 (遅参)
	12番	鬼頭	良市
	13番	白木	孝和
	14番	深松	俊英
	15番	宗廣	武夫
	16番	国枝	隆幸
	17番	千葉	茂喜
	18番	森	勤子
	19番	鯖戸	英明
	20番	尾藤	欣二
	21番	大澤	慶博
	22番	高野	英一
	23番	前川	厚司
	24番	香西	浩志

4 欠席委員(2名)

3番	大野	和也
4番	高橋	秀樹

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告
 - 第1号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
 - 第2号 農地法第4条の規定による許可について
 - 第3号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
- 5) 議案
 - 第1号 農用地の買入協議に係る要請について

第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4号 現況証明について

第5号 幕別町及び幕別町議会に対する要請について

6	事務局長	高橋 宏邦
	忠類支局長	天羽 徹
	農地振興係長	鯨岡 健
	忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
	農地振興係主査	佐瀬 洋美
	農地振興係主事	川本 貴士

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会議則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第5回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に、7番大道委員、10番渡邊委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
----	---

議長	次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
----	----------------------

事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、3番大野委員、4番高橋委員より欠席、11番蛭原委員から遅参する旨の届け出がございましたので報告いたします。
-----	--

議長	次に報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号1番から9番の説明をいたします。
----	---

事務局	報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は議案書1ページから3ページの9件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
-----	---

議長	報告第1号1番から9番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
----	--------------------------------------

(発言なし)

議長	質疑がないようですので、報告第1号1番から9番については、報告のとおり承認されました。
----	---

(11番蛭原委員入室)

議長	次に報告第2号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第2号1番の説明をいたします。
事務局	報告第2号「農地法第4条の規定による許可について」。農地法第4条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書4ページの平成26年9月29日第3回総会で審議された1件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、平成26年11月17日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	報告第2号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第2号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番から7番の説明をいたします。
事務局	報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告いたします。案件は今月17日に町公社が利用調査を行った2件と、18日に行った5件の合わせて7件であります。内容につきましては記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。
議長	報告第3号1番から7番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第3号1番から7番については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第1号1番から3番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第1号1番から3番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の案件は報告第3号の幕別町農業振興公社が行った利用調整の内の3件でございます。幕別町に対して農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づき要請をするものでありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 議案第 1 号 1 番から 3 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 1 番から 3 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 1 号 1 番から 3 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第 2 号 1 番から 4 番について事務局から説明いたします。

事務局 【議案第 2 号 1 番から 4 番について、議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容はお手元にございます別添、農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書の 1 ページから 2 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

12 番 12 番ご説明申し上げます。これらの案件については更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

議長 それでは質疑を行います質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 1 番から 4 番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 1 番から 4 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号 5 番、6 番について事務局から説明をいたします。

事務局	【議案第2号5番、6番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は別添調査書3ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18番	18番ご説明いたします。この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号5番、6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号5番、6番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号7番、8番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第2号7番、8番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いします。
6番	6番説明いたします。この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号7番、8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号7番、8番は原案のとおり可決されま

した。

議長 次に議案第2号9番から12番について事務局から説明いたします。

事務局 【議案第2号9番から12番について、議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書5ページから6ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。これらの案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号9番から12番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号9番から12番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第2号13番、14番につきましては、深松委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了までの退席をお願いいたします。

(14番深松委員退席)

議長 それでは、議案第2号13番、14番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号13番、14番について、議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書7ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いします。

16番 16番説明いたします。この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号13番、14番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号13番、14番は原案のとおり可決されました。

(14番深松委員着席)

議長 次に議案第2号15番から22番について事務局から説明いたします。

事務局 【議案第2号15番から22番について、議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書8ページから11ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いします。

16番 16番説明いたします。これらの案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号15番から22番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号15番から22番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号23番、24番について事務局から説明いたします。

事務局 【議案第2号23番、24番について、議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は別添調査書12ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13 番 13 番説明いたします。この案件は今月 17 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

 (発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 23 番、24 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

 【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 23 番、24 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号 25 番から 32 番について事務局から説明いたします。

事務局 【議案第 2 号 25 番から 32 番について、議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書 13 ページから 16 ページに記載されておりますとおり経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15 番 15 番説明いたします。これらの案件は今月 17 日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主はそれぞれ意欲的に営農に取り組んでいるため、利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

 (発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 25 番から 32 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

 【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 25 番から 32 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号 33 番から 36 番について事務局から説明いたします。

事務局 【議案第 2 号 33 番から 36 番について、議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書 17 ページから 18 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第

3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21 番

21 番説明いたします。これらの案件につきましては、今月 18 日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権に設定につきましては問題ないと考えております。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 33 番から 36 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第 2 号 33 番から 36 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第 2 号 37 番について事務局から説明いたします。

事務局

【議案第 2 号 37 番について、議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は、別添調査書 19 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13 番

13 番説明します。この案件は今年の 8 月に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 37 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第 2 号 37 番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第2号38番から41番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第2号38番から41番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書19ページ下段から21ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
12番	12番ご説明申し上げます。これらの案件は、本来地区担当農業委員は鯖戸委員でございますが、利用調整会議に私が地区担当委員として出席しておりますので、私の方からご説明申し上げます。これらの案件は今年の8月に町公社が利用調査を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号38番から41番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号38番から41番は原案のとおり可決されました。
議長	次の議案第2号42番につきましては、鯖戸委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。それでは議案第2号42番について事務局から説明いたします。 (19番鯖戸委員退席)
事務局	【議案第2号42番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書21ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
12番	12番ご説明申し上げます。この案件も今年の8月に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号42番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号42番は原案のとおり可決されました。
(14番鯖戸委員着席)

議長

次の議案第2号43番、44番につきましては、大澤委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了までの間退席をお願いいたします。それでは、議案第2号43番、44番について事務局から説明いたします。

(21番大澤委員退席)

事務局

【議案第2号43番、44番について、議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は、別添調査書22ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番

8番説明します。この案件につきましては、今月18日町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えます。以上で終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号43番、44番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号43番、44番は原案のとおり可決されました。

(21番大澤委員着席)

議長

次に議案第2号45番について事務局から説明いたします。

事務局

【議案第2号45番について、議案書をもとに朗読】

事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 23 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
21 番	21 番説明いたします。この案件につきましては、今月 18 日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと考えております。詳細につきましては事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 45 番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 45 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 46 番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第 2 号 46 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 23 ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
10 番	10 番説明いたします。この案件につきましては今月 18 日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと考えております。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 46 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 46 番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第 2 号 47 番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第 2 号 47 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 24 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
6 番	6 番説明いたします。この案件は先日購入要請を行ったものでございます。譲受人は農地保有合理化法人でありますため、今回の所有権移転については問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 47 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 47 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 3 号 1 番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は別添農地法第 3 条調査書 1 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
17 番	17 番説明いたします。今月 19 日、高橋委員、中島委員、事務局とで現地確認をいたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局よりご説明がありましたとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号2番について事務局から説明いたします。

事務局 【議案第3号2番について、議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各要件に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番 7番説明いたします。去る11月19日、高橋委員、中島委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 本件につきましては、新規法人による農地の賃貸でありますので、農地部会を開催し協議していただいております。大道農地部会長より報告をお願いいたします。

7番 それでは、農地部会からご報告を申し上げます。去る11月14日新規法人による農地の賃貸であるため、農地部会を開催し事業計画等の内容を確認いたしました。申請者は意欲的であり、農業生産法人の要件及び許可要件を満たしていることから、特に問題ないということで協議を終えておりますのでご報告申し上げます。以上です。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号3番について事務局から説明いたします。

事務局 【議案第3号3番について、議案書をもとに朗読】

事務局	この案件は別添調査書３ページに記載されておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
25 番	25 番説明いたします。この案件は後継者への生前一括贈与の所有権移転でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第３号３番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第３号３番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第３号４番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第３号４番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は別添調査書４ページに記載されておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
20 番	20 番説明いたします。この案件は後継者への生前一括贈与の所有権移転でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第３号４番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第３号４番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第３号５番について事務局から説明をいたします。

事務局	【議案第 3 号 5 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は別添調査書 5 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2 番	2 番説明いたします。この案件は親から子への生前一括贈与の所有権移転でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 5 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 5 番は原案の通り可決されました。
議長	次に議案第 3 号 6 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 6 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は別添調査書 6 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
15 番	15 番説明いたします。この案件は後継者への生前一括贈与の所有権移転でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 6 番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第４号「現況証明について」を議題といたします。議案第４号１番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第４号１番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上で議案の朗読を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
13 番	13 番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は大野委員でございますが、現地調査当日都合が付かず、代わりに私が現地を確認いたしましたので説明させていただきます。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る 11 月 19 日、高橋委員、中島委員、事務局とで現地を確認いただき、農地採草放牧地以外ということでご確認いただいておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第４号１番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第４号１番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第４号２番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第４号２番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上で議案の朗読を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7 番	7 番説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る 11 月 19 日、高橋委員、中島委員、事務局とで現地を確認していただき、農地採草放牧地以外ということでご確認をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第４号２番について原案のとおり

	り決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第4号2番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第5号「幕別町及び幕別町議会に対する要請書について」を議題といたします。議案第5号について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上で朗読を終わります。厚生
議長	本件につきましては、先月の総会において農政部会を付託しておりますので、国枝農政部会長より提案理由の説明をお願いいたします。
16 番	それでは提案理由の説明をいたします。第4回総会において、農政部会へ付託されました町及び議会に対する要請の内容について、去る11月14日に農政部会において協議・検討いたしました。朗読は省略いたしますが、要請項目の1つ目はTPP協定交渉への対応について、2つ目は日豪EPAへの対応について、3つ目は有害鳥獣の駆除対策について、4つ目は農業基盤整備事業予算の確保について、5つ目は所有権移転による担い手への農地集積の推進について、6つ目は農業委員会関係予算の確保について、7つ目は農業委員会等の見直しについて、以上7項目について幕別町及び幕別町議会に対し要請したく提案をいたします。なお、本総会において決定されましたら、12月10日に谷内会長、田邊代理、私の3名で町長並びに議長に要請したいと考えております。よろしく審議ご決定賜りますようお願いいたします。
議長	提案理由の説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。 これもちまして、第5回農業委員会総会を閉会いたします。

上記の会議の顛末を記たことに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

7 番

印

10 番

印

議長

印